

地域生活支援事業

(契約書別紙① 兼 重要事項説明書)

あなた（利用者）に対する地域生活支援事業サービスの提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

移動支援事業指定平成18年10月1日

事業所の名称	特定非営利活動法人 ながおかたすけあいネットBEライフ ケアセンターBE	県指定年 月 日	平成18年10月 1日 事業者番号 1 5 1 0 2 0 0 5 3 6
事業の種類 及 所在地	地域生活支援事業 長岡市 今朝白 1 丁目 16 番 15 号		
電話番号	0258-37-7106	管理者	石黒 清子
営業日	日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く毎日		
営業時間	午前8時30分～午後6時 但し、サービス提供については利用者の希望に応じて365日24時間対応可能		
通常の事業の実施地域	長岡市、見附市		

2 従業員の勤務体制

職 種	人 数
介 護 福 祉 士	人
介護職員初任者研修課程修了者	人

3. 提供するサービスの内容

- (1) 屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

ガイドヘルプです。

- (2) 移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

4. 利用者負担額

長岡市が定めるサービス報酬額の1割を、負担していただきます。

利用料金は、1か月ごとにまとめて請求いたします。お支払い方法は銀行引落になります。

サービスを利用された月の翌月25日に、利用者様の指定口座から引き落とさせていただきます。

5. その他の費用

ヘルパーにかかる公共交通機関料金・入場料・入館料・昼食代等、当日利用者により負担（支払い）をお願いします。

6. サービスの中止

- ① あなたの都合によりサービスの利用を中止（キャンセル）する場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。連絡先（電話番号）： 0258—37—7106

7. 緊急時等における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 苦情相談窓口

- ① 当事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。

窓 口 設 置 場 所	特定非営利活動法人 ながおかたすけあいネット BEライフ
担 当 責 任 者	石 黒 清 子
連絡先（電話番号）	0 2 5 8－3 7－7 1 0 6

- ② 当事業所に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦 情 受 付 機 関	連 絡 先（電話番号）
長岡市 福祉相談課	0 2 5 8－3 5－1 1 2 2（代）
新潟県 福祉保険部障害福祉課	0 2 5－2 8 5－5 5 1 1（代）

10. サービスの利用に当たっての留意事項

サービスの利用に当たってあなたに注意していただきたいことはつぎのとおりです。

- （1）あなたが、ヘルパーの交替を希望する場合は、できる限り対応するので、サービス提供責任者までご連絡ください。
- （2）ヘルパーは次の業務はできないので、ご理解願います。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 年金などの金銭の取扱い
 - ③ 家族の方に対する食事の準備など
- （3）ヘルパーに対し、贈り物、飲食物の提供はお断りします。
- （4）体調の変化などでサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに、当事業所の担当者（電話番号 0258-37-7106 ）までご連絡ください。